

## 消費生活を小さな工夫で上手に過ごそう 日々のエコ活シリーズ

私達は日常の中で使う・捨てるなどの消費活動を行っています。そこで、今回は消費活動の中でのエコに着目し、簡単に出来るエコから紹介したいと思います

### ある日のsapo之助とおじいさん

おじいさん、最近は日が沈むのも早くなってきてござるな。今は涼しいけど、冬になったら寒くてかなわんでござる。拙者はエアコンを買ったから大丈夫なんだが。

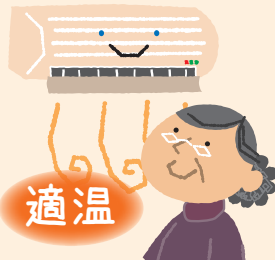
### ながさき消費生活館



Sapo之助よ、わたしの時代にはエアコンなんて代物はまだ普及しておらんでな。使いすぎると環境に優しくないんじゃないぞ。環境と自分の財布に優しく、上手に生活をするんじゃ。まずは小さなことからでいいから、始めるんじゃ。  
(下に続く)

### 今日からはじめられるエコ活動

### 生活の中での 省エネ対策



#### ○エアコンの温度は上げすぎない

- ・カーテンをしっかり閉め、窓からの冷気を遮断しよう。
- ・首を包むような衣服を室内では着るようにしよう。
- ・洗濯物を室内に干そう。  
(湿度が上がることで体感温度は下がりにくい)

他にも……

#### ○電気の使い方を工夫しよう

- ・使っていないときには電源プラグをコンセントからこまめに抜き、待機電力を減らす。
- ・必要のない電灯はこまめに消そう。
- ・冷蔵庫にもものをつめすぎないようにしよう。



生活の中で小さな工夫をすることでエコな生活を過ごすことができます。

**知っておくだけでなく、実際に行動してみましょう!**

この情報は県消費生活センターのホームページ  
「ながさき消費生活館」でもご覧いただけます

<http://www.nagasaki-shouhi.jp/>



計量器に関するお問い合わせは

長崎県計量検定所

〒850-0047 長崎市銭座町3-3  
TEL 095-844-9892 FAX 095-844-8844

編集・発行

長崎県消費生活センター

(長崎県県民生活部食品安全・消費生活課)

〒850-0057 長崎市大黒町3-1 長崎交通産業ビル4階

ホームページ「ながさき消費生活館」 <http://www.nagasaki-shouhi.jp/>

TEL 095-824-0999

FAX 095-828-1014

# 長崎県 No.328 暮らしの情報

2014  
11・12  
月号

### 内容紹介

- 県警と協力して街頭キャンペーンを行いました
- 犯罪なく3ば運動とは??
- 簡単に騙されるものか!! おさらいで更に知識UP
- 消費生活センターの相談窓口から  
いつになったら仕事が始められるの?~パソコン内職 簡単に儲かるって本当?~
- 消費生活を小さな工夫で上手に過ごそう 日々のエコ活シリーズ



## 県警と協力して街頭キャンペーンを行いました

7月19日に長崎県警の皆さんと一緒に長崎市浜町アーケードにて街頭キャンペーンを行いました。

振り込め詐欺に関する注意喚起や「**犯罪なく3(さん)ば運動**」についての啓発物資を配り、呼びかけを行いました。

☆その模様はこちら



## 犯罪なく3ば運動とは??

長崎県警が県などと連携して平成25年から平成27年度までの3か年、県民の防犯意識の高揚などを呼び掛けている県民総ぐるみ運動のことです!!

**「カギかけんば・ひと声かけんば・見守りせんば」**

をテーマに日本一安全で安心な長崎県を皆で実現しよう!

★振り込め詐欺では、宅配便等で現金を送らせる手口が急増中です。「レターパック、宅配便で現金を送れ」は詐欺です!書留以外で現金を送付するのは郵便法違反になります。

自分には関係ないと思っても、その意識が危ない!!  
これを機に覚えておきましょう。

詐欺被害を防ぐ  
為に知識を身に  
付けましょう





## 簡単に騙されるものか!! おさらいで 更に知識UP



高齢者を狙った悪質な詐欺は後を絶たない。70歳以上の人の契約に関する相談は全国では20万件を越え、ここ5年間でみても増加し続けている。今後も高齢者を狙う悪の手は伸び続けるのかな?

前号の暮らしの情報では長崎県の相談統計について載せていたよね。県内では70歳以上の相談は910件(対前年度比20,7%増)と最も多くなっており、全体(3,367件)に占める割合は過去最高の28,1%となっているんだ。さらに、60歳以上の相談件数は全体の約45%にもなるのでござる!!



そこで!

### ☆騙されるものか!～高齢者に多い被害から学ぶ～

高齢者に多い被害のうち二つの事例を今回は紹介します。下図のようなトラブルにならないようにポイントを押さえよう!

#### 事例1 買え買え詐欺

これは公的機関をかたる買え買え詐欺だね。公的機関が「個人情報を削除する」と電話することは絶対にありません。また、「代わりに買って」や「宅配便で現金を送れ」など言われても相手にせず、すぐに電話を切りましょう。



#### 事例2 点検商法

これは点検商法というもの。安易に業者を家に入れないようにしましょう。本当に作業が必要な場合は周りの人に相談したり、複数の業者から見積もりを取るようにしましょう。



#### 消費生活センターの相談窓口から

## いつになったら仕事が始められるの? ～パソコン内職 簡単に儲かるって本当?～

#### 相談事例

インターネットで資料請求後、4か月前に事業者から電話があり、自宅で手軽にできるデータ入力や会計事務の仕事を勧められた。資格は要らない、5段階のトレーニングに合格すればすぐに仕事を始められる、トレーニングのサポート体制もあると勧められ契約した。ダウンロードしたWEB教材でトレーニングを行うシステムで、利用料とサポート費用が毎月16,000円かかると説明された。1つ目のトレーニングはすぐ合格できたが、2つ目は9時間かけて課題を仕上げ提出したが不合格だった。個人差はあっても通常5時間から30時間の作業で合格できるとのことだったが、15回以上課題を提出しているが未だに合格できない。課題はその都度変わり、どこが間違っているのかの指摘もない。このままではいつ仕事が始められるか見通しが立たない。3か月利用し2か月分は支払い済みだ。解約し支払った16,000円の返金を求めたい。(40代 女性)



#### センターの対応

この契約は特定商取引法における業務提供誘引販売取引に当たります。業務提供誘引販売取引では契約に先駆けて概要書面を、契約時に契約書面を消費者に交付する事を義務づけています。自ら申し込んだ場合でも、書面交付後20日間はクーリング・オフができます。センターで書面を確認した処、トレーニングの具体的な内容や作業時間、紹介する仕事量や報酬等詳しい記載がない等の不備がありました。また、説明された内容とは違い、標準的な作業時間を大幅に超えて作業しても合格できない事や十分なサポートが受けられない等の問題点がありました。事業者は書面の不備やセンターが指摘した問題点について一切非を認めませんでした。斡旋を重ねた結果、解約には応じるが返金できない、未払いになっている1か月分については請求しないと回答があり、相談者は了承しました。

#### 消費者へのアドバイス

この事例はいわゆる内職商法と呼ばれるものです。「未経験者でも月額5万円の収入が可能」とか「出来高制でやった分だけ収入になる」等と誘い、誰でも手軽に収入が得られるように思わせ、そのためには仕事の条件として高額なパソコンや教材の購入、この事例ではサポート料金を払うよう求めます。ところが実際には、思ったように仕事をする段階まで進めず、教材などの支払いだけが残るケースが多いのです。仕事紹介に先立って、初期登録費用をとるもの、有料の研修をさせるものは要注意です。近年インターネット上でも、資料請求をさせるものをよく見かけますが、素性のわからない相手に、自分の個人情報を簡単に教えてしまうのはとても危険なことです。契約の前に概要書面を提示した上で、詳しい説明をしない事業者の話に耳を貸してはいけません。仕事の具体的な内容や量、報酬等だけではなく、就労条件になる商品や役務の負担の有無をよく確認しましょう。契約の前にネットでの悪評等口コミ情報も参考にし、納得できない場合は絶対に契約してはいけません。短時間で誰でも出来、簡単に儲かる話は世の中には存在しないと心得るべきです。